

中華人民共和國中外合作学校運営条例

(2003年3月1日中華人民共和国国务院令第372号発布)

訳：林 美 香

株式会社アイテック

第1章 総 則

第1条 中外合作の学校運営を規範に合わせ、また、教育の対外交流と合作を深め、教育事業の発展を促進する為に、《中華人民共和国教育法》及び《中華人民共和国職業学校運営法》と《中華人民共和国民間学校運営促進法》に基づき、本条例を制定する。

第2条 外国の教育機関と中国の教育機関（以下中外合作学校運営者と称す）が、中国国内において合作し、中国公民を主要な募集対象とする教育機関（以下中外合作学校運営機関と称す）の活動を行うにあたって、本条例を適用する。

第3条 中外合作学校運営は、公益性事業に属し、中国教育事業を構成する一部分である。

国家は、中外合作学校運営について、拡大開放、規範にあった学校運営、法に則った管理と発展促進の方針を実行する。

国家は、外国の良質な教育資源の中外合作学校運営への導入を奨励する。

国家は、高等学校運営と職業学校運営の領域において、中外合作での学校運営を奨励し、中国の高等教育機関と外国の著名な教育機関が合作で学校運営を行うことを奨励する。

第4条 中外合作学校運営者、中外合作学校運営機関の合法的な権益は、中国の法律の保護を受ける。

中外合作学校運営機関は、法に則って国家規定の優遇政策を享受し、法に則って自主的に教育活動を展開する。

第5条 中外合作の学校運営は、中国の法律を遵守し、中国の教育方針を徹底し、中国の公共の道徳に合致しなければならない。中国の国家主権及び安全と社会の公共の利益を損なってはならない。

中外合作の学校運営は、中国の教育事業発展の需要に合わせ、教育の質を保証し、中国社会主义建設事業の各種の人材を育成することに力を尽くすものとする。

第6条 中外合作学校運営者は、各階層各種の教育機関を合作で運営することができる。但し、義務教育と軍事、警察、政治等の特殊な性質をもつ教育を実施する機関を設置することはできない。

第7条 外国の宗教組織、宗教機構、宗教学校と宗教関係者は、中国国内において合作学校運営の活動をすることはできない。

中外合作学校運営機関は、宗教教育と宗教活動をすることはできない。

第8条 国務院教育行政部門は、全国の中外合作による学校運営事業の全面的な計画及び総合的な調整とマクロ管理を行うことに責任を持つ。国務院教育行政部門及び労働行政部門とその他の関係する行政部門は、国務院が規定する職責範囲内で、関係する中外合作による学校運営の事業について責任を持つ。

省、自治区、直轄市人民政府の教育行政部門は、その行政区域内の中外合作学校運営事業の全面的な企画及び総合的な協調とマクロ管理を行うことに責任を持つ。省、自治区、直轄市人民政府の教育行政部門、労働行政部門とその他の関係する行政部門は、その職責の範囲内において、その行政区域における中外合作の学校運営事業についての責任を持つ。

第2章 設 立

第9条 中外合作学校運営機関の設立を申請する教育機関は、法人資格を持たなければならぬ。

第10条 中外合作学校運営者は、資金、実物、土地使用権、知識財産権及びその他の財産をもって学校運営に投入することができる。

中外合作学校運営者の知識財産権の投入は、それぞれの投入の3分の1を超えてはならない。但し、国務院教育行政部門、労働行政部門或いは省、自治区、直轄市の人民政府が招聘して中国で合作学校運営を行う外国教育機関の知的財産権の投入は、3分の1を超えてよい。

第11条 中外合作学校運営機関は、《中華人民共和国教育法》及び《中華人民共和国職業学校運営法》と《中華人民共和国高等学校運営法》等の法律と関係する行政法規規定の基本条件を備え、法人資格をもたなければならぬ。但し、外国の教育機関と中国の学歴教育を実施する高等学校が設立する高等教育を実施する中外合作学校運営機関は、法人資格を持たなくてもよい。

中外合作学校運営機関の設立は、国家が行っている同級同種の教育機関の設置基準を参考にして執り行う。

第12条 本科以上の高等学歴教育を実施する中外合作学校運営機関設立の申請には、国務院教育行政部門が審査と批准を行い、高等専科と非学歴教育を実施する中外合作学校運営機関設立の申請には、その機関を設立する予定地の省、自治区、直轄市人民政府が審査と批准を行う。

中等学歴教育と資格試験予備校、教養教育、就学前教育等の中外合作学校運営機関の設立申請には、その機関を設立する予定地の省、自治区、直轄市人民政府教育行政部門が審査と批准を行う。

職業技能訓練を実施する中外合作学校運営機関の設立申請には、その機関を設立する予定地の省、自治区、直轄市人民政府の労働行政部門が審査と批准を行う。

第13条 中外合作学校運営機関の設立は、準備設立と正式設立の2段階に分ける。但し、学校運営条件を備え、設置基準に達していれば、直接正式設立を申請することができる。

第14条 中外合作学校運営機関の準備設立を申請するには、以下の書類を提出しなければならない。

(一) 運営申請書、主に以下の内容を含まなければならない：中外合作学校運営者、設立予定の中外合作学校運営機関の名称、育成目標、運営規模、学校の階層、運営形式、運営条件、内部管理体制、経費調達と管理使用等；

(二) 合作協議、以下の内容を含まなければならない：合作期限、争議解決の方法等；

- (三) 資産基盤、資金額と有効証明書類、併せて財産権の明記；
- (四) 寄贈された学校の資産は、寄贈協議書を提出しなければならない。寄贈した人の氏名、その寄贈金額、用途と管理方法及び関係する有効証明書類を明記；
- (五) 中外合作学校運営者の資金投入に関して始動資金の15%を下回らない払込済証明。

第15条 中外合作学校運営機関の準備設立の申請に関して、批准機関は、申請を受理した日より45作業日以内に批准可否の決定を出さなければならない。批准されれば、準備設立批准書が発行され、批准されなければ、書面により理由を説明しなければならない。

第16条 準備設立の批准をした中外合作学校運営機関は、批准された日より3年以内に正式設立の申請を提出しなければならない。3年を過ぎた中外合作学校運営機関は、改めて申請しなければならない。

準備設立期間内は、学生募集をしてはならない。

第17条 準備設立を完了し、正式設立を申請するには、以下の書類を提出しなければならない。

- (一) 正式設立申請書
- (二) 準備設立批准書
- (三) 準備設立状況報告
- (四) 中外合作学校運営機関の規約、第1回理事会、董事会或いは連合管理委員会の構成員名簿
- (五) 中外合作学校運営機関の資産の有効な証明書類
- (六) 校長或いは主要な行政責任者、教師、財務会計担当者の資格証明書類

直接正式設立を申請する中外合作学校運営機関は、前述の第（一）項、第（四）項、第（五）項、第（六）項と第14条の第（二）項、第（三）項、第（四）項を提出しなければならない。

第18条 非学歴教育を実施する中外合作学校運営機関の正式設立の申請に関して、批准機関は、申請を受理した日より3ヶ月以内に批准可否の決定を出さなければならない。学歴教育を実施する中外合作学校運営機関の正式設立の申請に関して、批准機関は、申請を受理した日より6ヶ月以内に批准可否の決定を出さなければならない。批准されれば、統一形式で統一番号の中外合作学校運営許可証が発行され、批准されなければ、書面により理由を説明しなければならない。

中外合作学校運営許可証は、国務院教育行政部門が様式を制定する。国務院教育行政部門と国務院労働行政部門は、職務分掌に基づき、それぞれの組織で印刷する。中外合作学校運営許可証は国務院教育行政部門の統一番号とし、具体的な方法に関しては、国務院教育行政部門と同労働行政部門により確定する。

第19条 正式設立を申請した学歴教育を実施する中外合作学校運営機関は、申請機関が申請を受理してから、専門家が組織する委員会で、評議を行い、専門家委員会は、意見を提出しなければならない。

第20条 中外合作学校運営機関は、中外合作学校運営許可証を取得した後は、関係する法律、行政法規に従って登記を行い、登記機関は関係する法規に従って即時に手続きを行う。

第3章 組織と管理

第21条 法人資格を持つ中外合作学校運営機関は、理事会或いは董事会を設置しなければならない。法人資格を持たない中外合作学校運営機関は、連合管理委員会を設置しなければならない。理事会、董事会或いは連合管理委員会の中国側の構成人員は、2分の1を下回ってはならない。

理事会か董事会或いは連合管理委員会は5人以上で構成し、理事長と副理事長、または董事長と副董事長、或いは主任と副主任を各1人設ける。中外合作学校運営者的一方が、理事長か董事長或いは主任に就任した場合、もう一方が、副理事長か副董事長或いは副主任を担当する。

法人資格の有る中外合作学校運営機関の法定代表者は、中外合学校運営者が協議して、理事長、董事長、或いは校長の中から確定する。

第22条 中外合作学校運営機関の理事会か董事会或いは連合管理委員会は、中外合作学校運営者の代表と校長もしくは主要な行政責任者及び教職員代表等から組織され、その中の3分の1以上の構成員は、5年以上の学校運営経験を持たなければならない。

中外合作学校運営機関の理事会か董事会或いは管理委員会の構成員の名簿は、批准機関に提出する。

第23条 中外合作学校運営機関の理事会か、董事会或いは連合管理委員会は、下記の職権を使用する。

- (一) 理事会、董事会或いは連合管理委員会の構成員の改選と補選；
- (二) 校長或いは主要な行政責任者の任命と解任；
- (三) 規約の修正、規則と制度の制定；
- (四) 発展計画の制定、年度事業計画の批准；
- (五) 学校運営経費の調達、予算決算の承認；
- (六) 教職員の定員編成と給与規定の決定；
- (七) 中外合作学校運営機関の分割、合併、解散；
- (八) 規約に定められているその他の職権

第24条 中外合作学校運営機関の理事会、董事会或いは連合管理委員会は、少なくとも年1回会議を召集する。構成員の3分の1以上の提案により、理事会、董事会或いは連合管理委員会の臨時会議を召集することができる。

中外合作学校運営機関の理事会、董事会或いは連合管理委員会で、下記の重要事項を討議する時は、構成員の3分の2以上の賛成を持って可決しなければならない；

- (一) 校長或いは主要な行政責任者の任命と解任；
- (二) 規約の修正；
- (三) 発展計画の制定；
- (四) 中外合作学校運営機関の分割、合併、解散；
- (五) 規約に定められているその他の重要事項；

第25条 中外合作学校運営機関の校長或いは主要な行政責任者は、中華人民共和国の国籍を持ち、中国国内に定住し、祖国を愛し、品行方正、教育経験、相応の専門レベルを備えていな

ければならない。

中外合作学校運営機関の任命する校長或いは主要な行政責任者は、申請批准機関の認可を得なければならない。

第26条 中外合作学校運営機関の校長或いは主要な行政責任者は、下記の職権を行使する。

- (一) 理事会、董事會或いは連合管理委員会の決定を執行；
- (二) 発展計画を実施し、年度事業計画、財務予算と規定制度を起案；
- (三) 職員の招聘と解任、賞罰を実施；
- (四) 学校運営教学、科学研究を組織し、学校運営の質を保証する；
- (五) 日常業務遂行の責任をもつ；
- (六) 規約に規定されているその他の職権；

第27条 中外合作学校運営機関は、教師、学生に対して法に則って管理を行う。

中外合作学校運営機関が招聘する外国籍教師と外国籍管理職員は、学士以上の学位と相応する職業証書を持ち、2年以上の学校運営経験を持たなければならない。

外国側の合作学校運営者は、その学校運営機関から一定数の教師を選抜派遣して中外合作学校運営機関で教師をさせなければならない。

第28条 中外合作学校運営機関は、法に則って、教師と学生の合法的な権益を守り、教職員の給与、福利待遇を保障し、併せて教職員の為に社会保険費用を納めなければならない。

中外合作学校運営機関の教職員は、法に則って組合等の組織を作り、教職員代表大会等の形式を通じて、中外合作学校運営機関の民主的な運営に参与する。

第29条 中外合作学校運営機関の外国籍教職員は、外国人の中国国内での就労に関する規定を遵守しなければならない。

第4章 教育教学

第30条 中外合作学校運営機関は、中国の同級同種の教育機関に対する要求に基づき、憲法、法律、公民道徳、国情等の内容のカリキュラムを開設しなければならない。

国家は、中外合作学校運営機関が国内の需要、国際的に先進的なカリキュラムと教材を導入することを奨励する。

中外合作学校運営機関が開設するカリキュラムと導入する教材は、所轄官庁に申請し、審査を受けなければならない。

第31条 中外合作学校運営機関は、需要に基づき、外国語を使って授業を行うことができるが、普通語と規範の漢字を基本的な教育言語としなければならない。

第32条 高等学歴教育を実施する中外合作学校運営機関の学生募集は、国家の高等学校学生募集計画に含まれる。その他の学歴教育を実施する中外合作学校運営機関の学生募集は、省、自治区、直轄市人民政府の教育行政部門の規定に基づいて行う。

第33条 中外合作学校運営機関の学生募集要項と広告は、所轄官庁に申請し、審査を受けなければならない。

中外合作学校運営機関は、学校運営方式、階層、専攻設置、カリキュラム内容と学生募集規模等の関連する状況は、定期的に社会に向けて公布しなければならない。

第34条 高等学歴教育を実施する中外合作学校運営機関は、国家の関連する規定に基づき、学歴証明書或いはその他の学業証明書を発行する。非学歴教育を実施する機関は、国家の関連する規定に基づき、研修証明書或いは修了証書を発行する。職業技能訓練を受ける学生については、政府の批准を経た職業技能検定機関の検定に合格している学校が、国家の関連する規定に基づき、相応する国家の職業資格証書を授与することができる。

高等学歴教育を実施する中外合作学校運営機関は、国家の関連する規定に基づき、中国の相応する学位証書を発行することができる。

中外合作学校運営機関が発行する外国教育機関の学歴、学位の証書は、その教育機関の所在する国で発行する学籍、学位の証明書と同等であり、その国で承認を得たものでなければならない。

中国は、中外合作学校運営機関が発行する外国教育機関の学歴、学位の証明書の承認については、中華人民共和国が締結、または加入している国際条約に基づき執り行う。または、国家の関連する法規に基づき執り行う。

第35条 国務院教育行政部门或いは省、自治区、直轄市の人民政府の教育行政部门及び労働行政部門等その他の関連する行政部门は、中外合作学校運営機関に対する日常の監督業務を強化し、中外合作学校運営機関の運営レベルと学校運営の質について、民間仲介組織を組織し、または、民間仲介組織に評価を委託し、その評価結果を、社会に公開しなければならない。

第5章 資産と財務

第36条 中外合作学校運営機関は、法に則って健全な財務、会計制度と資産管理制度を構築しなければならない。また、国家の関連する規定に基づき会計帳票を作成しなければならない。

第37条 中外合作学校運営機関の存続期間には、あらゆる資産に関して、中外合作学校運営機関は、法に則って法人の財産権を保証し、いかなる組織や個人も横領してはならない。

第38条 中外合作学校運営機関の料金項目と基準は、国家の関連する政府の定価の規定に基づき確定し、公布する。批准を経ずに項目の増加や、基準を上げることはできない。

中外合作学校運営機関は、人民元で学費とその他の費用を表示徴収し、外貨で学費とその他の費用の表示徴収をしてはならない。

第39条 中外合作学校運営機関が徴収する費用は、主に教育活動と学校運営条件改善に使わなければならない。

第40条 中外合作学校運営機関の外貨での收支及び外貨の口座の開設と使用に関して、国家の外貨管理規定を遵守しなければならない。

第41条 中外合作学校運営機関は、毎年の会計年度の決算時期に財務会計報告を作成し、民間の監査機関に監査を委託し、社会に監査結果を公布しなければならない。また、所轄官庁に報告をしなければならない。

第6章 変更と終止

第42条 中外合作学校運営機関の分割、合併は、財務精算後、その機関の理事会か董事会或い

は連合管理委員会から所轄官庁に報告する。

分割、合併を申請した非学歴教育を実施する中外合作学校運営機関に関して、批准機関は、申請を受理した日より3ヶ月以内に書面による回答をしなければならない；分割、合併を申請した学歴教育を実施する中外合作学校運営機関に関して、批准機関は、申請を受理した日より6ヶ月以内に書面による回答をしなければならない。

第43条 中外合作学校運営機関の合作相手の変更は、合作学校運営者が、財務精算後、この機関の理事会か董事会或いは連合管理委員会の同意を経て審査機関に報告し、審査の上、許可を得て、変更手続きを行う。

中外合作学校運営機関の住所、法定代表者、校長或いは主要な行政責任者の変更は、審査機関に報告し、審査の上、許可を得て、変更手続きを行う。

第44条 中外合作学校運営機関の名称、階層、種類の変更はこの機関の理事会、董事会或いは連合管理委員会が審査機関に報告し審査の上、許可を得る。

非学歴教育を実施している中外合作学校運営機関の変更申請には、審査機関は、申請を受理してから3ヶ月以内に書面で回答しなければならない。学歴教育を実施している中外合作学校運営機関の変更申請には、審査機関は、申請を受理してから6ヶ月以内に書面で回答しなければならない。

第45条 中外合作学校運営機関は、下記の状況の一つに該当する時に、解散しなければならない。

- (一) 規約規定に基づき、解散の必要があり、審査機関の批准を経ている時
- (二) 中外合作学校運営許可証を取り消された時
- (三) 債務超過の為、継続して学校運営ができなくなった時、審査機関の批准を経ている時

中外合作学校運営機関の解散は、在校生を適切に配置しなければならない。中外合作学校運営機関が解散を申請する際、同時に在校生を適切に配置する案を提出しなければならない。

第46条 中外合作学校運営機関が解散する時は、法に則って財務精算をしなければならない。

中外合作学校運営機関が自ら解散する時は、中外合作学校運営機関の組織が精算する。法に則って審査機関に許可を取り消された時は、審査機関の組織が精算する。また、債務超過の為、学校運営が成り立たない時は、法に則って、人民法院の組織に精算を申請する。

第47条 中外合作学校運営機関が精算する時、下記の優先順位で、債務を償還しなければならない。

- (一) 学生の学費とその他の費用を返還しなければならない。
- (二) 教職員の給与の支払いをしなければならない。社会保険の費用を納入しなければならない。
- (三) その他の債務を償還しなければならない。

中外合作学校運営機関は上述の債務を償還した後の剩余財産については、関連する法律、行政法規の規定に従って処理する。

第48条 中外合作学校運営機関が解散の批准を得た場合或いは中外合作学校運営許可証を取り消された時は、中外合作学校運営許可証と印鑑を審査機関に返還し、法に則って登記を取り

消さなければならない。

第7章 法律責任

第49条 中外合作学校運営機関の審査機関とその職員は、職務上の権力を利用して他人の物品やその他の権益を受け取ったり、職権を乱用したり、職責を軽んじ、本条令に規定されている条件に符合しない人に対して中外合作学校運営許可証を発行し或いは違法行為が発覚しても取締りをせず、重大な結果を招き、法律に触れた場合は、責任主管とその他の直接責任者に対して、刑法の収賄罪、職権乱用罪、職責を軽んじる罪或いはその他の罪の規定に基づき、刑事責任を追及し、刑事処罰にならない場合は、法に基づき行政処分を行う。

第50条 本条例の規定に違反し、中外合作学校運営機関の審査の職権を超えたものは、その批准文書は無効となり、上級機関が責任を持って是正させる。責任主管とその他の直接責任者に対して、法に基づき、行政処分を与える。公共の財産、国家と人民の利益に重大な損失を与えたものは、刑法の職権乱用罪、その他の罪の規定に基づき、刑事責任を追及する。

第51条 本条例の規定に違反し、未だ批准を得ていないのに無断で設立した中外合作学校運営機関、或いは不正な手段で中日合作学校運営許可証を騙取したものは、職務分掌に基づき、教育行政部門又は労働行政部門が取締まり、或いは公安機関との共同で取締りを行う。学生から徴収した費用の返還を命じ、10万元以下の罰金を課す。刑法に触れたものは、刑法に基づき、詐欺罪或いはその他の罪の規定に関して、法に基づいて刑事責任を追及する。

第52条 本条例の規定に違反し、中外合作学校運営機関設立準備期間に学生募集したものは、職務分掌に基づき、教育行政部門又は労働行政部門によって学生募集の停止命令を受け、学生から徴収した費用の返還命令と10万元以下の罰金を課す。経緯が重大であり、学生募集停止を拒否するものは、審査機関は、設立準備批准書を取り消す。

第53条 中外合作学校運営機関が虚偽の出資或いは中外合作学校運営機関が設立後に出資を引出したものは、職務分掌に基づき、教育行政部門又は労働行政部門によって期間を定めて是正命令を出す。期限が過ぎても是正しなければ、職務分掌に基づき、教育行政部門又は労働行政部門は、虚偽の出資金、或いは引出した出資金の二倍以下の罰金を課す。

第54条 中外合作学校運営許可証の偽造、変造及び販売をしたものは、国家機関の証明書を偽造、変造及び販売する罪或いはその他の罪の規定に関する刑法に基づき、法に基づいて刑事責任を追求する。

第55条 中外合作学校運営機関が、批准を経ることなく費用徴収の項目を増加もしくは費用を値上げしたものは、職務分掌に基づき、教育行政部門又は労働行政部門は、多く徴収した費用の返還命令を出し、併せて関係する法律、行政法規の規定に基づき価格主管部門が処罰する。

第56条 中外合作学校運営機関の管理が混乱し、学校運営の質が低下し、劣悪な影響がある時は、職務分掌に基づき、教育行政部門又は労働行政部門は、期間を定めて整備し、公告を行う。経緯が重大で、期限を過ぎても整備されず、或いは整備されても要求された水準に満たないものは、職務分掌に基づき、教育行政部門又は労働行政部門が、学生募集の停止命令と中外合作学校運営許可証を取り消す。

第57条 本条例の規定に違反し、虚偽の学生募集広告を発布し、金銭詐欺をするものは、職務分掌に基づき、教育行政部門又は労働行政部門によって、期限を定めた是正命令を出し、警告を出す。違法な所得があれば、徴収した費用の返還後、違法な所得を没収し、併せて10万元以下の罰金を課す。経緯が重大な時は、学生募集停止を命令し、中外合作学校運営許可証を取り消す。犯罪になれば、詐欺罪或いはその他の罪の規定に関する刑法に基づき、刑事責任を追及する。

中外合作学校運営機関が虚偽の公告で学生募集をした時は《中華人民共和国廣告法》の関連する規定に基づき、その刑事責任を追及する。

第58条 中外合作学校運営機関が中外合作学校運営許可証の取消の行政処罰をうけた時は、その理事長或いは董事長と校長もしくは主要な行政責任者は、中外合作学校運営許可証が取り消されてから10年以内に、いかなる中外合作学校運営機関の理事長或いは董事長または校長もしくは主要な行政責任者になることはできない。

本条例の規定に違反し、法律に触れ、刑事責任を追及されたものは、刑罰の執行期間が終了してから10年以内は、中外合作学校運営活動に従事することはできない。

第8章 附 則

第59条 香港特別行政区、マカオ特別行政区と台湾地区の学校運営機関と大陸の学校運営機関の合作は、本条例の規定を参考にして執り行う。

第60条 工商行政管理部門において登記され、営利的な中外合作を行う研修機関の管理方法は、国務院が別途規定する。

第61条 外国の教育機関と中国の教育機関が、中国国内で合作して中国公民を主要な学生募集対象とする学歴教育と自学試験補講、文化補習、就学前教育等の合作項目の具体的な審査と管理方法は、国務院教育行政部門が制定する。

外国の教育機関と中国の教育機関が、中国国内で合作して中国公民を主要な学生募集対象とする職業技能研修の合作項目の具体的な審査と管理方法は、国務院労働行政部門が制定する。

第62条 外国の教育機関、その他の組織或いは個人は中国国内において単独で中国公民を主要な学生募集対象とした学校、或いはその他の学校運営機関を単独で設立することはできない。

第63条 本条例の施行前に法に基づき設立された中外合作学校運営機関は、本条例に規定された中外合作学校運営許可証を取得しなければならない。その内、本条例に定めるところの規定条件を備えていないものは、本条例が施行の日から2年以内に本条例規定の条件を満たさなければならない。期限までに本条例の規定条件を満たすことができないときは、審査機関によって取り消される。

第64条 本条例は2003年9月1日から施行する。